大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会

救急救命士による気管挿管の手術室内実習ガイドライン(本文抜粋) 新旧対照表

(案) 改正後 改正前 改正前 備考

救急救命士による気管挿管の手術室内実習ガイドライン

本ガイドラインは、「病院(手術室)実習ガイドライン」(平成16年1月16日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡)及び「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」(平成16年3月23日付け医政指発第0323049号厚生労働省通知)を参考に、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会(平成31年4月1日から大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会)において救急救命士による気管挿管実習の方法、内容及び手順について定めたものである。

1. 方法·内容

(1) 実習受講資格

ア 硬性喉頭鏡使用による気管挿管実習

- ・ 救急救命士の資格を有し、基礎研修(座学)と人形などを用いた 気管挿管訓練を受け、所定の試験に合格した者。または、平成 16年4月1日以降に実施される救急救命士の試験に合格し た者。
- ・ 上記の講習修了証書等を有し、地域メディカルコントロール (MC) 協議会と調整の上、病院長が実習を認めた者。
- イ ビデオ硬性挿管用喉頭鏡(以下、「ビデオ喉頭鏡」という。) 使用による気管挿管実習
- ・ 医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保を実施する救急救命士(以下、「気管挿管資格者」という。)のうち、ビデオ喉頭鏡使用による気管内チューブによる気道確保の実施のための講習を修了した者。
- ・ 上記の講習修了証書を有し、地域メディカルコントロール (MC) 協議会と調整の上、病院長が実習を認めた者。

(2) 受け入れ病院基準

- ・ 地域 MC 協議会が選定した病院。
- あらかじめ当該病院長、ならびに麻酔科の長が実習受け入れを 了承している。
- ・ 麻酔科専門医(指導医)が麻酔科の長として勤務している。
- ・ あらかじめ病院長名で救急救命士実習受け入れ病院であることを院内に明示しておくことが望ましい。

(3) 実習生受け入れ人数

- ・ 病院の実習生受け入れ人数は特に定めない。
- ・ 一人の実習生を複数の病院で受け入れることも可能である。
- (4) 実習指導の責任者
 - ・ 麻酔科専門医が実習指導責任者となる。
- (5) 気管挿管対象症例
 - ・ 成人のASAクラス分類1,2の全身麻酔症例で、患者から同 意が得られた症例。

~以下省略~

本ガイドラインは、「病院(手術室)実習ガイドライン」(平成16年1月16日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡)及び「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」(平成16年3月23日付け医政指発第0323049号厚生労働省通知)を参考に、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会(平成31年4月

救急救命士による気管挿管の手術室内実習ガイドライン

通知)を参考に、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会(平成31年4月1日から大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会)において救急救命士による気管挿管実習の方法、内容及び手順について定めたものである。

1. 方法・内容

(1) 実習受講資格

ア 硬性喉頭鏡使用による気管挿管実習

- ・ 救急救命士の資格を有し、基礎研修(座学)と人形などを用いた 気管挿管訓練を受け、所定の試験に合格した者。または、平成 16年4月1日以降に実施される救急救命士の試験に合格し た者
- ・ 上記の講習修了証書等を有し、地域メディカルコントロール (MC) 協議会と調整の上、病院長が実習を認めた者。
- イ ビデオ硬性挿管用喉頭鏡(以下、「ビデオ喉頭鏡」という。) 使用による気管挿管実習
- ・ 医師の具体的指示下での気管内チューブによる気道確保を実施する救急救命士(以下、「気管挿管資格者」という。)のうち、ビデオ喉頭鏡使用による気管内チューブによる気道確保の実施のための講習を修了した者。
- ・ 上記の講習修了証書を有し、地域メディカルコントロール (MC) 協議会と調整の上、病院長が実習を認めた者。

(2)受け入れ病院基準

- ・ 地域 MC 協議会が選定した病院。
- あらかじめ当該病院長、ならびに麻酔科の長が実習受け入れを 了承している。
- ・ 日本麻酔科学会認定専門医(指導医)が麻酔科の長として勤務している。
- ・ あらかじめ病院長名で救急救命士実習受け入れ病院であることを院内に明示しておくことが望ましい。

(3) 実習生受け入れ人数

- ・ 病院の実習生受け入れ人数は特に定めない。
- ・ 一人の実習生を複数の病院で受け入れることも可能である。
- (6) 実習指導の責任者
 - ・ 日本麻酔科学会認定専門医が実習指導責任者となる。

(7) 気管挿管対象症例

・ 成人のASAクラス分類1,2の全身麻酔症例で、患者から同 意が得られた症例。

~以下省略~

修正

修正

大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会

救急救命士による気管挿管の手術室内実習ガイドライン (様式 別添⑤) 新旧対照表

(案)改正後	改正前	備考
	別添 ⑤	
救急救命士による気管挿管実習の説明・同意書	救急救命士による気管挿管実習の説明・同意書	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	様	
年 月 日手術	年 月 日手術	
患者様の麻酔は麻酔科医師が担当いたしますが、厚生労働省のガイドラインにしたがって、救急救命士による気管挿管実習にご協力をお願いいたします。	患者様の麻酔は麻酔科医師が担当いたしますが、厚生労働省のガイドラインにしたがって、救急救命士による気管挿管実習にご協力をお願いいたします。	
実習を行う救急救命士は救急救命士資格取得者で、救急業務経験者で す。	実習を行う救急救命士は救急救命士資格取得者で、救急業務経験者です。	
ッ。 救急救命士が行うことは	^{9 。} 救急救命士が行うことは	
手術室入室後、麻酔前、酸素マスクを患者様にあて、酸素を投与する 患者様の入眠後、マスクでの人工呼吸を行う	手術室入室後、麻酔前、酸素マスクを患者様にあて、酸素を投与する 患者様の入眠後、マスクでの人工呼吸を行う	
気管挿管を行う(2回以内)	気管挿管を行う(2回以内)	修正
気管挿管チューブの固定 人工呼吸を再開	気管挿管チューブの固定 人工呼吸を再開	
するまでです。 この間は、麻酔科専門医が指導し、患者様の安全を確保します。薬剤投	するまでです。 この間は、日本麻酔科学会認定麻酔専門医が指導し、患者様の安全を確	
与、上記以外の処置等はすべて麻酔科医師が行います。以後、手術が終わるまで、麻酔科医師が麻酔を担当します。その間担当救急救命士が見学を	保します。薬剤投与、上記以外の処置等はすべて麻酔科医師が行います。 以後、手術が終わるまで、麻酔科医師が麻酔を担当します。その間担当救	
する場合があります。	急救命士が見学をする場合があります。	
この実習に伴う合併症でもっとも多いと考えられるのは、歯牙の損傷、口唇・口腔内の損傷、嗄声、咽頭痛です。これは麻酔科医師が行っても起	この実習に伴う合併症でもっとも多いと考えられるのは、歯牙の損傷、口唇・口腔内の損傷、嗄声、咽頭痛です。これは麻酔科医師が行っても起	
こることです。 この救急救命士による気管挿管実習を拒否しても、患者様の治療等に何	こることです。 この救急救命士による気管挿管実習を拒否しても、患者様の治療等に何	
ら不利益も生じません。	ら不利益も生じません。	
年 月 日	年 月 日	
説 明 医 師	説 明 医 師	
実習救急救命士	実習救急救命士	
所 属	所 属	
指導麻酔専門医	指導麻酔専門医	
	麻酔担当医師	
麻酔担当医師	MHIII MHIIII MHIII MHIII MHIIII MHIII MHIII MHIII MHIII MHIII MHIIII MH	
(他の手術の進行具合や緊急手術のため麻酔担当医師が変わる場合があります。)	ります。)	
	私は、麻酔科医および救急救命士により救急救命士が気管挿管を行うこ	
私は、麻酔科医および救急救命士により救急救命士が気管挿管を行うことについて、上記のように説明を受けました。麻酔専門医の指導のもとに	とについて、上記のように説明を受けました。麻酔専門医の指導のもとに 救急救命士が私の気管挿管を行うことを承諾いたします。	
救急救命士が私の気管挿管を行うことを承諾いたします。		
	年 月 日	
年 月 日	患者様氏名 印	
<u>患者様氏名</u>	○○病院 院長 殿	
○○病院 院長 殿		